

平成30年度 保育所(園)・認定こども園等利用の ご案内

(保育所(園)、幼稚園、認定こども園)

雲仙市福祉事務所 子ども支援課

保育施設の利用をご希望の方は、
こちらの「ご案内」をよくお読みいただき、お手続きください。



【お問い合わせ先】

雲仙市福祉事務所 子ども支援課 子育て支援班

〈住所〉 〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地

〈電話〉 0957-36-2500

もくじ

1. 支給認定・入所申込等について・・・・・・・・・・ P 2

- ◇支給認定について・保育必要量について
- ◇教育・保育を受けられる施設・事業所について
- ◇入所申込に必要な書類について

2. 入所中の手続きについて・・・・・・・・・・ P 6

- ◇利用期間や年齢到達について
- ◇支給認定変更について
- ◇保育所・認定こども園を退所する場合

3. 平成30年度市内保育園等一覧・・・・・・・・・・ P 7

4. 保育料について・・・・・・・・・・ P 8

- ◇保育料の決定
- ◇雲仙市すこやか子育て支援事業について
- ◇保育料の納入方法

5. 平成30年度雲仙市利用者負担金・・・・・・・・・・ P 10

☆利用者支援事業・・・・・・・・・・ P 11

☆こんなサービスも行われています

《1. 支給認定・入所申込等について》

【支給認定について】

教育・保育施設を利用するにあたって、必要なものです。保護者が「家庭で保育ができない理由」の有無やお子さんの年齢により認定申請を行ってください。（認定区分は、以下のとおりです。）

支給認定区分	お子さんの年齢	保育の必要性※	利用ができる施設
1号認定（教育）	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定（保育）	満3歳以上	あり	認可保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定（保育）	満3歳未満	あり	認可保育所 認定こども園（保育部分）

※1号教育認定については「家庭で保育ができない理由」は必要ありません。

支給認定の申請後、認定審査を行い、結果を保護者へ通知します。

- ・支給認定を受けた方には、市から「支給認定証」を交付します。
- ・支給認定証は認定期間中使用しますので、大切に保管してください。

※支給認定後、さらに利用調整を行い、希望施設の利用の可否を決定します。
（認定を受けても、希望の施設を利用できるとは限りません。）

【保育必要量について】

保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受ける際に、その理由により、さらに「保育必要量」を認定します。認定区分は次のとおりです。

〈標準時間認定〉 1日の最大利用時間 11時間（延長保育を除く）

保育を必要とする理由	認定期間及び入所承諾期間
月120時間以上の就労	小学校就学前まで ※雇用期限がある場合は、雇用期限の属する月の月末まで
妊娠・出産	出産予定月の前2か月（前々月）の月初日から、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
保護者の疾病や障害	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）
同居の家族や親族の介護等	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）
災害等の復旧にあたって	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）
虐待・DVのおそれがある	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）
入所を希望する児童以外の 子どもの育児休業中	育児休業が終了する日の属する月の月末まで
大学・専門学校に通学している人	必要と認められる期間（最長で当該年度末まで）

〈保育短時間認定〉 1日の最大利用時間 8時間（延長保育を除く）

保育を必要とする理由	認定期間及び入所承諾期間
月120時間未満の就労	小学校就学前まで ※雇用期限がある場合は、雇用期限の属する月の月末まで
求職活動中	入所日から90日を経過する日の月末まで。 連続して同認定を受けられるのは2回目まで。最長6か月程度

※保育標準時間認定に該当する方は、ご希望により保育短時間を選択することもできます。

認定された保育必要量に応じて、保育施設の最大利用時間は異なります。

【教育・保育を受けられる施設・事業所について】

保育所（園） … 保育所は、就労や出産などのため、家庭で保育のできない保護者にかわって保育を行う施設です。

認定こども園 … 保育園と幼稚園の両方の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

幼稚園 … 小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。満3歳児から就学前までのお子さんに対して1日4時間程度の教育を行います。

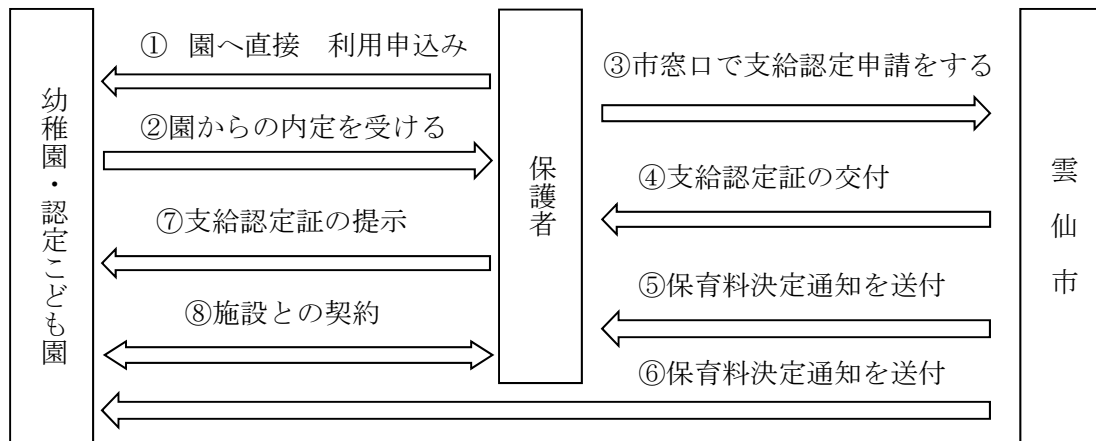
※平成27年4月より、市内の幼稚園は、全て認定こども園へ移行しています。

※新制度に移行していない私立幼稚園については、利用手続きは各施設で行い、支給認定を受ける必要はありません。

これらの施設の利用については、以下の流れで行います。

＜1号認定の手続き＞

幼稚園、認定こども園を希望する1号認定の手続きは、原則として下の図のようになります。希望する保護者は、幼稚園や認定こども園で利用内定を受けた後に、市窓口で支給認定の申請を行ってください。※支給認定証は市から交付します。

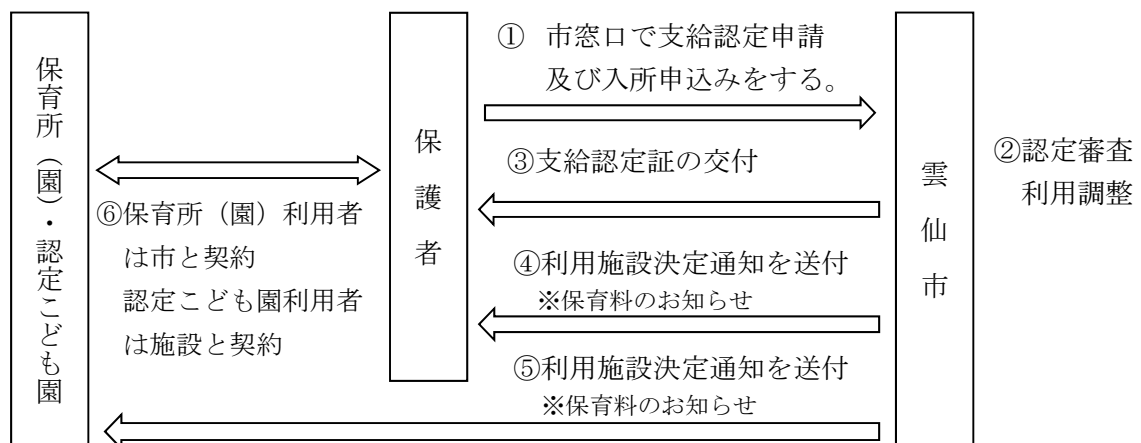


※入所申込み時期によって、⑤が⑧より後になる場合があります。

＜2号認定、3号認定の手続き＞

保育所（園）や認定こども園（保育）への入所を希望する保護者は、市窓口にて利用申込みと同時に支給認定の申請を行わなければなりません。申請の流れは下の図のようになります。

※申請から入所まで、およそ2週間程度を要します。



【入所申込に必要な書類について】

<必ず提出が必要な書類>

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書

②保育を必要とする証明書類（両親ともに必要です。）

※1号認定（教育）を受ける場合は、保育を必要とする証明は必要ありません。

<保育を必要とする理由・証明書類>

保護者の状況等	必要な書類
会社等に勤務している人 勤務内定の人	・就労・復職（予定）証明書【市指定様式】 （就労中・雇用予定・復職予定についての事業主による証明 産休・育休から復帰する場合は、復職予定年月日の記載があるもの）
病気、負傷および心身に障害のある人 病気や心身に障害のある同居の親族 を常に介護している人	・保育を必要とする申立書（自営業以外）【市指定様式】 ・診断書等病院の医師からの証明 または、障害者手帳等の写し（療育・精神）
自営業・農業・漁業に従事している人	・保育を必要とする申立書（自営業・農業・漁業等）【市指定様式】 （就労時間・従事日数等の記入が必要）
妊娠中の人、出産後間もない人	・保育を必要とする申立書（自営業以外）【市指定様式】 ・母子健康手帳等（出産予定日のわかるもの）の写し
震災、風水害および火災等の復旧にあ たっている人	・保育を必要とする申立書（自営業以外）【市指定様式】 ・罹災証明書の写し
虐待やDVの恐れがある人	・保育を必要とする申立書（自営業以外）【市指定様式】 ・公的機関の証明書の写し
現在、求職中の人	・保育を必要とする申立書（自営業以外）【市指定様式】 ・ハローワークカードの写し等
職業訓練校や大学、専門学校等に通学 している人	・保育を必要とする申立書（自営業以外）【市指定様式】 ・在学証明書の写し
入所を希望する児童以外の子どもの 育児休業中である人	・就労・復職証明書（就労中・雇用予定・復職予定）【市指定様式】 （事業主による証明）
福祉事務所長が認める前各号に類す る状態にある人	・保育を必要とする申立書（自営業以外）【市指定様式】 ・家庭で保育ができないことを証明する書類

※就労証明書等の【市指定様式】につきましては、市窓口を設置しております。

希望する保育園等を決める際は、必ず施設を見学し、保育内容や立地などを十分に確認してください。

年度途中での保育施設の入所手続きは随時行っておりますが、支給認定、利用調整等のため申請から入所まで2週間程度を要します。「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書」は余裕を持ってご提出ください。

必要な書類が全部揃わなければ、受け付けられないためご注意ください。

※なお、突然に就職が決まったなどの理由で、書類の提出が間に合わない場合は、子ども支援課までご相談ください。

<該当する場合に提出が必要な書類>

①保育料を決定するための書類

保育料は、保護者の平成29年度及び平成30年度の市民税額（所得割、均等割）によって算定します。雲仙市在住の方については、原則書類の提出は必要ありませんが、未申告などで税情報が確認できないときは、申告をお願いする場合があります。

なお、平成29年1月1日及び平成30年1月1日時点で雲仙市外在住の方は、入園時期によって雲仙市において対象年度の市民税額が確認できないため、以下の書類が必要です。

住所異動日	入園時期	必要となる書類
平成29年1月1日に、雲仙市に住所がなく、平成30年1月1日に住所がある方	平成30年4月～8月入園	平成29年度住民税課税証明書
	平成30年9月～平成31年3月入園	※平成30年度住民税課税情報は雲仙市で確認できるため必要となる書類はありません。
平成29年1月1日及び平成30年1月1日にも、雲仙市に住所がない方	平成30年4月～8月入園	平成29年度住民税課税証明書 平成30年度住民税課税証明書（注）
	平成30年9月～平成31年3月入園	平成30年度住民税課税証明書

（注）平成30年度住民税課税証明書は6月中旬以降にしか発行されないため、利用申込み時期により提出できない場合があります。その際は、後日、提出していただくこととなります。

父母の年収が合算して103万円以下の場合は、父母だけではなく同居の扶養義務者（祖父母）の市民税額が保育料の算定の対象となる場合があります。そのため収入の総額を証する書類を提出していただくことがあります。

②障害者手帳または、療育手帳の写し

在宅障害児（者）がいる世帯は、保育料算定のため、障害児（者）の障害者手帳等の写しをご提出ください。

課税証明書の提出について・・・

平成30年7月から、個人番号（マイナンバー）制度の情報連携に伴い、省略可能となる見込みです。



《2. 入所中の手続きについて》

【利用期間や年齢到達について】

施設を利用できる期間は、最長で小学校就学前まで、もしくは、保育を必要とする期間（支給認定の認定期間）までになりますが、必ず年1回の現況届の手続きが必要です。（毎年1月頃）

なお、3歳未満（3号認定）のお子さんの支給認定期間が3歳誕生日の前々日となっていることがあります。満3歳に到達すると2号認定になるため、福祉事務所から新しい2号認定の支給認定証が送付されます。（手続きの必要はありません。）

ただし、1号認定へ変更を希望される場合は、支給認定変更手続きが必要です。

※利用期間については、利用施設決定通知に記載されております。

★新たに保育所（園）等に入所する児童については、産休・育休明けや新たに仕事を始める場合、就労開始の概ね2週間前から利用を希望することができます。

【支給認定の変更について】

支給認定内容等に以下のような変更があった場合などは、支給認定変更の手続きが必要です。

- ① 勤務先を変更した場合、または退職した場合
- ② 婚姻・離婚・死亡等により児童の保護者に変更があった場合（改姓や住所変更も含む）
- ③ 修正・更正・還付申告により市民税が変更になった時
- ④ 市外に転出する場合（「退所届」の提出が必要です）
- ⑤ 支給認定の変更を希望する時
- ⑥ その他、申し込み事項に変更があった場合（市内転居や同居家族の増減等）

就労の雇用期限が定められている・怪我や病気等の治療期間が記入してある場合等は、その期間に応じて認定期間が決定されます。この場合、年度の途中で認定期間が終了することがあります。引き続き利用を希望する方は、認定期間が終了する前に必ず保育を必要とする証明書類を添えて、「支給認定変更申請書」を市窓口へ提出してください。

また、求職活動による認定は、原則として入所日から90日を経過する月の末日までが認定期間となり、連続して同認定が受けられるのは2回まで、最長6ヶ月程度となります。途中、就労が決まりましたら認定の変更のため、「就労・復職（予定）証明書」とともに、「支給認定変更申請書」を提出し、認定を変更する必要があります。

※なお、支給認定区分の変更につきましては、変更申請書を提出いただいた翌月以降または、保育を必要とする理由が変更する日の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

【保育所（園）等を退所する場合】

退所を希望する日の1週間前までに市役所子ども支援課、総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口へ必ず「退所届」を提出してください。提出が遅れると、保育所に在籍しているとみなし保育料を納入していただくことがありますのでご注意ください。

※なお、次の場合は原則として退所していただくこととなります。

- 保育を必要とする理由が無くなったとき
- 「保育を必要とする理由」に虚偽があったとき
- 欠席が続くとき

【認定こども園を退所する場合】

退所手続きは認定こども園で行います。書類や手続きの方法については、各園におたずねください。

《3. 平成30年度市内保育所（園）等一覧》 ※平成29年11月現在

	園名	所在地	電話番号	認定区分			休日 保育	一時 保育
				1号	2号	3号		
保 育 園	中央保育園	国見町多比良乙 275-4	78-3125	—	○	○	—	○
	土黒保育園	国見町土黒乙 139-2	78-2274	—	○	○	—	○
	八斗木保育園	国見町土黒庚 357	78-3450	—	○	○	—	○
	あさひ保育園	国見町神代甲 900-3	78-2816	—	○	○	○	○
	神代保育所	国見町神代乙 527	78-2813	—	○	○	—	○
	円福寺保育園	瑞穂町西郷乙 208	77-3000	—	○	○	—	○
	岩戸保育園	瑞穂町西郷丁 505	77-3001	—	○	○	—	○
	洗心保育園	瑞穂町伊福甲 201	77-2727	—	○	○	—	○
	正覚寺保育園	瑞穂町古部甲 1632	77-4190	—	○	○	—	○
	大福寺保育園	吾妻町古城名 383	20-0383	—	○	○	—	○
	あそか保育園	吾妻町栗林名 385-1	38-2151	—	○	○	—	○
	和光幼児園	吾妻町大木場名 38-5	38-7770	—	○	○	—	○
	すぎのこ保育園	愛野町甲 634-1	36-1772	—	○	○	—	○
	愛野保育園	愛野町乙 830-1	36-0131	—	○	○	—	○
	なかよし保育園	千々石町乙 226-1	37-3017	—	○	○	—	○
	恵燈保育園	小浜町北本町 21	74-5260	—	○	○	○	○
	あすなろ保育園	小浜町南本町 794	74-3088	—	○	○	—	○
	北串保育園	小浜町山畑 1715-5	74-9014	—	○	○	○	○
	飛子保育園	小浜町飛子 1883-1	74-9056	—	○	○	○	○
串山保育園	南串山町甲 2783-2	88-3803	—	○	○	○	○	
八幡保育園	南串山町丙 9803-3	88-2177	—	○	○	○	○	
南串保育園	南串山町丙 1176	88-3317	—	○	○	—	○	
認 定 こ ど も 園	くにみ幼稚園	国見町多比良丁 180	78-3852	○	○	—	—	○
	くにみ子ども園	国見町多比良丙 189-2	78-2263	—	○	○	○	○
	うせん辻幼稚園	吾妻町馬場名 416	38-3306	○	○	○	—	○
	小さき花の幼稚園	愛野町乙 771	36-0063	○	○	○	—	○
	どんぐりこども園	愛野町乙 5683-4	36-2118	○	○	○	—	○
	小浜こども園	小浜町北本町 207	76-0117	○	○	○	○	○

※一時保育（一時預かり）については、各園にご確認ください。

《4. 保育料について》

お子さまが保育所（園）等の利用を開始した場合、毎月、保育料を納付していただきます。保育所（園）は雲仙市へ、認定こども園は各施設へ納付することとなります。

【保育料の決定】

- 施設を利用する月に応じて、前年度または当年度の保護者等の市民税額（所得割、均等割）により決定します。

	利用月	市民税該当年度
利用月と市民税年度	4月から8月まで	前年度の市民税額 例：平成30年4月分保育料→29年度の市民税額で算定
	9月から3月まで	当年度の市民税額 例：平成30年9月分保育料→30年度の市民税額で算定

- 保護者（父・母）の市民税の合算額で算定されますが、父母の年収が合算して103万円以下の場合には、父母だけではなく同居の扶養義務者（祖父母等）の市民税額により算定します。
- 国、地方公共団体等への寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除については、保育料算定上、控除の対象となりません。（これらを控除する前の税額で保育料を算定します。）
- 保育料の年齢区分は利用する児童の当該年度4月初日の年齢で決定します。
※年度途中で年齢が上がり、3号から2号に認定が変更した場合でも、その年度中は、保育料の変更はありません。
- 保育所（園）・認定こども園（保育）《2・3号認定》は、同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所（園）、認定こども園、幼稚園に入園している場合は、年齢が上の児童から順番に全額、半額、無料となります。幼稚園・認定こども園（教育）《1号認定》は、小学校3年生以下の兄弟から数え、年齢が上の児童から順番に全額、半額、無料となります。
ただし、「雲仙市すこやか子育て支援事業」の対象となる児童の保育料については、申請により無料となります。

【雲仙市すこやか子育て支援事業】

複数の児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、雲仙市では、平成28年度より、第2子以降が保育所（園）、幼稚園、認定こども園に入所する場合の保育料を免除（無料化）しています。保育園等に入所する児童に、同保護者が養育する兄弟がいる場合に、保育料が免除されます。

☆ご注意ください☆

保育料の免除を受けるためには申請が必要です。

※住所が違う兄弟がいる場合は、養育していることを証明する書類を提出していただくことがあります。また、保育園等に入所する児童の兄弟であっても、既に就労等により保護者が養育していない場合は、兄弟として数えません。

なお、大学・専門学校等への進学で保護者が養育しているという場合は、在学証明書等の写しが必要となります。

【保育料の納入方法】

保育所（園）の保育料の納入方法は以下のとおりです。（幼稚園、認定こども園については、施設に納入します。各施設へお尋ねください。）

口座振替・・・便利な口座振替がご利用いただけます。

＜利用できる金融機関＞

十八銀行・親和銀行・島原雲仙農協・橘湾東部漁協、
ゆうちょ銀行、九州労働金庫（九州ろうきん）

＜振替日＞

毎月25日（25日が金融機関休業日の場合は、その翌日以降の最初の営業日に行います。）残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月10日（10日が休業日の場合は、その翌日以降の最初の営業日）に再振替を行います。

＜手続き＞

雲仙市口座振替納付（新規・変更・解約）依頼書が市内の各金融機関に用意してありますので、保護者名義の預金通帳及び届出印（通帳印）を持参して、各金融機関で手続きができます。お手続きいただきました翌月から口座振替での納付となります。

納付書・・・納付書を郵送いたします。納期限までにお支払いください。

納付場所：雲仙市役所・各総合支所・雲仙出張所及び十八銀行・親和銀行・
島原雲仙農協・橘湾東部漁協・九州労働金庫の本店及び各支店・
ゆうちょ銀行・市指定コンビニエンスストア

納付期限は、毎月末日（土・日・祝日等の場合は直前の金融機関営業日）です。

＜督促手数料の徴収について＞

納入期限を超過した保育料については、督促手数料が加算されます。早期の納入を心がけてください。



《5. 平成30年度雲仙市利用者負担金（保育料）》

※保育料の算定の方法については、国及び市の制度改正により変更する場合があります。

（以下、平成29年度11月時点の保育料を掲載しております。）

《1号認定保育料 幼稚園・認定こども園（教育）》

階層	階層区分	保育料
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯	2,500円
3	所得割額 77,100円以下	9,500円
4	所得割額 97,000円以下	12,500円
5	所得割額 211,200円以下	15,500円
6	所得割額 211,201円以上	19,100円

- ◆1号認定保育料には、給食（材料）費を含みません。
- ◆2号認定保育料には、給食の副食（材料）費を含みます。
- ◆3号認定保育料には、給食（材料）費を含みます。
- ◆利用する施設公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。
- ◆この保育料のほかに、各施設によっては、行事代、バス利用代などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。

《1号認定 ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料》

※下記2階層、3階層に該当する方のみ対象

2	市民税非課税世帯	0円	
3	所得割額 77,100円以下	第1子	3,000円
		第2子以降	0円

《2号認定・3号認定保育料 保育所（園）・認定こども園（保育）》

階層	階層区分	2号認定		3号認定	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	5,000円	4,300円	8,000円	6,900円
3	所得割額 48,600円未満	14,000円	12,000円	17,000円	14,600円
4	所得割額 97,000円未満	23,000円	19,700円	26,000円	22,300円
5	所得割額 169,000円未満	27,000円	23,000円	32,000円	27,400円
6	所得割額 301,000円未満	30,000円	25,500円	35,000円	29,800円
7	所得割額 397,000円未満	32,000円	27,100円	38,000円	32,200円
8	所得割額 397,000円以上	32,000円	27,100円	38,000円	32,200円

《2号・3号認定 ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の減免》

※下記2階層～4階層の一部に該当する方のみ対象

階層	階層区分	2号認定		3号認定		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
2	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
3	所得割額 48,600円未満	第1子	6,000円	5,500円	8,000円	6,800円
		第2子以降	0円	0円	0円	0円
4の 一部	所得割額 77,100円以下	第1子	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
		第2子以降	0円	0円	0円	0円

☆利用者支援事業

～『子育て支援員』が、子育てに関する相談に応じます～

保育所や認定こども園、地域子育て支援センターや病児保育事業など、子育てに関する相談に応じ、情報を提供しています。お気軽にご相談ください。

【相談窓口】子ども支援課 子育て支援班（千々石総合支所1階 福祉事務所内）

電話での相談も受け付けています。（Tel: 0957-36-2500）

【相談時間】月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日・年末年始を除く）

☆こんなサービスも行われています☆

● 保育園等の見学

保育所（園）、幼稚園、認定こども園で実際どのような教育・保育が行われているか見学できます。事前に各保育園等にご連絡ください。

● 一時預かり（一時保育）

保護者の疾病等や育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減のために、保育園等に一時的に預けることができますが、別に保育料が必要となります。詳しくは各実施保育園等におたずねください。

● 休日保育

休日に保育ができない場合に預けることができます。詳しくは各実施保育園等におたずねください。

● 子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する各種育児支援を行います。

◎実施施設（団体）

- ・くにみ子ども園・NPO法人「子育てネットやまぼうしの会」
- ・洗心保育園・うせん辻幼稚園・すぎのこ保育園・小浜こども園・串山保育園

● 病児保育事業

病気や病気の回復期にある児童を、仕事などで看病できない場合に児童を預けることができます。利用に際しては、子ども支援課への事前登録が必要です。

◎病児保育実施事業所

- ・【施設型】くにみ子ども園病後児保育センター（国見町）
- ・【施設型】えとう病後児サポートルーム（小浜町）
- ・【訪問型】長崎県看護協会 病児・病後児保育サポートセンター

※施設型とは…専用の保育スペースで児童を保育します。

※訪問型とは…保育者が家庭を訪問して児童を保育します。保育者は、看護師等の資格を持ち、病児保育に関して一定の研修を受けています。

◎利用料

- 2,000円（1人／1日）ただし、生活保護または住民税非課税世帯の人は無料
- ・継続して2日以上利用する場合の2日目以降1,000円
- ・兄弟姉妹が同時に利用する場合の第2子目以降1,000円

※保育園等の情報については、平成29年11月の状況を基に作成しています。